

# 市議会議員選挙

4月18日(日)告示

4月25日(日)  4月11日(日)

投票時間: 午前7時～午後8時

# 県議会議員選挙

4月2日(金)告示

## 投票できるかた(市議選)

昭和54年4月26日以前に生まれ、平成11年1月17日までに秋田市に住民登録をして、引き続き投票日まで市内に住んでいるかたです。

4月12日以降に、市内で転居の届け出をしたかたは、転居前の住所地の投票所で投票することになります。

秋田市から転出したかたは投票できません。



## 投票所入場券を郵送します

有権者のみなさんには、それぞれの投票日が近づき、投票所入場券を郵送します。投票所入場券をなくしても、投票所で再発行しますので投票できます。

## 問い合わせ

市選挙管理委員会事務局 ☎(866)2260

## 投票できるかた(県議選)

昭和54年4月12日以前に生まれ、平成11年1月1日までに秋田市に住民登録をして、引き続き3か月以上秋田市に住んでいるかたです。

平成10年12月11日から投票日までの間に秋田市から県内の他市町村に転出したかたで、秋田市の選挙人名簿に登録されているかたは、秋田市で投票(不在者投票も)することができます。該当するかたには秋田市選管から、はがきでお知らせします。この投票の際は、引き続き県内に住所を有することを証する「証明書」(新住所地の市町村で発行)の提示が必要です。ただし、平成10年12月11日から平成11年1月1日までの間に県内の他市町村に転出し、転入先の市町村の選挙人名簿に登録されたかたは、転入先で投票することになり、秋田市では投票できません。

3月20日以降に、市内で転居の届け出をしたかたは、転居前の住所地の投票所で投票することになります。

平成11年1月2日以降に県内他市町村から秋田市に転入してきたかたは、前に住んでいた市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

# 不在者投票

不在者投票は下記の日程で受け付けます。不在者投票できる理由が緩和され、時間も午後8時まで延長。投票の際の印鑑も不要です。不在者投票の際は、入場券だけお持ちください。入場券が未着の場合は、受付でお話してください。

受付期間 県議会議員選挙 4月2日(金)▶4月10日(土)  
市議会議員選挙 4月18日(日)▶4月24日(土)

受付時間 午前8時30分～午後8時

受付場所 市役所分館4階大会議室、土崎支所、新屋支所

## 不在者投票の理由

投票日当日に、

- ① 仕事がある場合
- ② 何らかの用務で投票区の区域外に旅行または滞在する場合
- ③ 病気や負傷、妊娠、体の障害などで歩行が困難な場合
- ④ 県内の他の市町村に居住している場合(県議選のみ)

## 入院中などの場合の不在者投票

県選挙管理委員会から指定されている病院や老人ホームなどに入院、入所中の場合は、その施設でも投票できます。各施設の事務局にお話してください。

## 他の市区町村での不在者投票

仕事の都合などで他の市区町村に滞在しているかたは、秋田市選挙管理委員会に投票用紙を請求して、滞在先の選挙管理委員会で投票することができます。「請求書」と「宣誓書」が必要ですが、その用紙は各市区町村の選挙管理委員会にあります。

## 郵便による不在者投票

身体に重度の障害があり、歩行が困難で投票所へ行けないかたは、自宅などで投票用紙に記載して郵送する不在者投票ができます。

この制度を利用するかたは、前もって市選挙管理委員会から「郵便投票証明書」の交付を受けてください。ただし、交付を受けられるのは、身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで、一定の障害(\*注)のあるかたに限られます。なお、「郵便投票証明書」は交付の日から7年間(平成10年5月31日以前に交付を受けたかたは4年間)有効です。お手持ちの証明書の期限が切れている場合は再交付の申請をしてください。

一定の障害(\*注) = 身体障害者手帳をお持ちで、次の障害等級に該当するかた。

両下肢・体幹・移動機能の障害が1級か2級  
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害が1級か3級—ほか

また、身体障害者手帳をお持ちで脳血管障害後遺症などによる半身まひで、現在歩行が困難なかたも、秋田市福祉事務所長の証明書を市選挙管理委員会に提出すると、郵便投票ができます。証明書については社会福祉課☎(866)2093へご相談ください。

なお、郵便投票の投票用紙の請求期限は、県議選が4月7日(水)まで、市議選が4月21日(水)までです。